

! 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、既に市報などで掲載されているものや例年行われているイベント・事業についても中止・延期となっている可能性があります。事前にお問い合わせいただくようお願いします。また、参加される際には、マスクの着用など、感染症対策にご協力ください。

COOL CHOICE

COOL CHOICEとは、地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動です。

「環境月間」～今だからこそ私たちにできること～

□環境の日および環境月間とは

環境問題に関する初めての国際会議として、1972年6月5日からストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念し、国連が日本の提案を受け、6月5日を「世界環境デー」と決めました。我が国では、環境基本法で6月5日を「環境の日」と定めており、平成3年度から6月の1カ月間を「環境月間」とし、全国各地において広く環境保全の取組が行われています。



- 実施期間 6月1日(火)～30日(水)
- 本市の取組 エコプラザ西東京やSNSなどにより、広く普及啓発を行います。また、省エネやプラスチックごみの削減など、本市が率先して環境に優しい取組を実践します。
- 一人一人ができる環境に優しい取組
 - 買い物はエコバッグ持参
 - なるべく自転車や徒歩で移動する
 - 信号待ちはアイドリングストップ
 - 家電を買い替えるときは省エネ製品を選ぶ
 - 食べられる量だけ作ったり買ったりする
 - テレビのつけっぱなし、シャワーの出っぱなしをやめる
 - マイ箸やマイカップ、マイボトルを利用する
 - グリーンカーテンを活用する ●過剰包装をやめる ●ごみと資源をキッチンと分別



▶環境保全課 ☎042-438-4042

東京2020オリンピック聖火リレー ミニセレブレーション観覧者募集

オリンピック聖火の到着を祝う式典を開催します。一緒にオリンピック聖火ランナーを迎えませんか。

時 7月14日(水)午後2時50分～3時15分(2時15分開場)

場 けやき小学校

対 在住・在学・在勤の方

定 100人(申込多数は抽選)

申 6月18日(金)(必着)までに、往復はがきで住所・氏名・年齢・電話番号を〒188-8666市役所スポーツ振興課へ

※往復はがき1通で4人まで

▶スポーツ振興課 ☎042-420-2818



ひとりで悩まなくても大丈夫！ 相談してください



困ったこと・悩んでいること・誰に相談していいかわからないことなど、どんなことでも子どもが相談できる場所です。相談していること、相談内容の秘密は守ります。子どものことであれば大人も相談できます。電話・メール・ファクス・手紙・直接会って相談ができます。

□相談先
〒202-0005西東京市住吉町6-15-6 住吉会館ルピナス2階
子ども相談室 ほっとルーム
☎0120-9109-77・FAX 042-439-6646・✉kodomosoudan@city.nishitokyo.lg.jp
こちらのQRコードからもメール相談ができます。▶
▶子育て支援課 ☎042-439-6645

無料市民相談

■一般市民相談

場所	日時
市民相談室(田無庁舎2階)	(月～金) 午前8時30分～午後5時

■専門相談(申込制) ※1枠30分

専門相談は、広く市民の皆さんにご利用いただくためのもので、専門家が一緒に解決の糸口を探すものです。

新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで、電話または対面での相談を行っています。なお、今後の状況によって、相談方法の変更や相談休止となる可能性がありますので、最新の情報はお問い合わせください。

□申込開始 6月4日(金) 午前8時30分(★印は、5月18日から受付中)

□申込方法 市民相談室(田無庁舎2階)へ直接または電話

※申込開始日は大変混み合いますので、ご了承ください。

☎市民相談室 ☎042-460-9805

内容	相談方法	日時
法律相談	電話・対面	6月11日(金)・17日(木)・23日(水)・24日(木) 午前9時～正午
		6月15日(火)・16日(水)・25日(金) 午後1時30分～4時30分
交通事故相談	電話・対面	★6月3日(木) 午後1時30分～4時
		6月22日(火) 午前9時～11時30分
税務相談	電話・対面	6月18日(金)・22日(火) 午後1時30分～4時30分
不動産相談	電話・対面	★6月10日(木) 午後1時30分～4時30分
		★6月25日(金) 午前9時～正午
登記相談	電話	★6月2日(水) 午前9時～正午
		★6月17日(木) 午後1時30分～4時30分
表示登記相談	電話・対面	★6月17日(木) 午後1時30分～4時30分
年金・労災・雇用保険 人事一般相談	電話・対面	★6月14日(月) 午後1時30分～4時30分
行政相談	電話	★7月14日(水) 午後1時30分～4時30分
相続・遺言・成年後見等 手続相談	電話・対面	★6月11日(金)、 7月9日(金) 午後1時30分～4時30分

介護保険料の特別徴収(年金からの天引き)処理の誤りに関する対応

介護保険被保険者の皆様に変なご迷惑、ご負担をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

▶高齢者支援課介護保険料係専用ダイヤル ☎042-420-2867 時 平日午前8時30分～午後5時

□納付対象の方の未納分については、令和3年8月支給の年金から徴収いたします

本市の事務処理の誤りにより令和2年8月に一部特別徴収できなかった分の介護保険料については、本年8月支給の年金から、天引き(特別徴収)させていただきます。

対象の方には、令和3年7月中旬に送付予定の令和3年度介護保険料納入通知書に同封する文書で、本年8月の年金から天引きする額などを通知させていただきます。

〈引き続き介護保険料が特別徴収となる方へ〉

上記のとおり、事務処理の誤りにより納付をお願いした分の介護保険料は、本年8月の年金から天引きさせていただきますので、納付書での納付はなされないようお願いいたします。行き違いでご納付いただいた場合は、還付(お戻し)となりますので、お手続きが必要となります。ご了承ください。

〈被保険者資格の喪失等により令和3年度の介護保険料が特別徴収とならない方へ〉

市外に転出されるなど本市の介護保険被保険者でなくなった方や年金の一時差し止めとなった方などは、特別徴収することができません。お手続きをおかけしますが、引き続き納付書での納付をお願いいたします。

—— 「還付金」詐欺・「振り込み」詐欺にご注意ください ——
★市が電話でATMに誘導して操作をお願いすることは絶対にありません。
★市がメールや電話で振り込みをお願いすることは絶対にありません。



※特に記載のないものは、無料です。
※内容についてのお問い合わせは、各サークルへお願いします。

「みんなの伝言板」(サークル紹介)は、個人情報が含まれているため、削除してあります。